

いさがわ幼稚園 園則（兼運営規程）

（施設の名称及び所在地）

第1条 学校法人伝香寺学園が設置する幼稚園型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 いさがわ幼稚園
- （2）所在地 奈良県奈良市小川町24番地

（施設の目的及び運営の方針）

第2条 いさがわ幼稚園（以下「当園」という。）は、仏教（律宗）の精神に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、当園を利用する子ども（以下「利用子ども」という。）の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 当園は、「教育基本法（平成18年法律第120号）」、「学校教育法（昭和22年法律第26号）」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」、「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）」、「奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和元年奈良市条例第23号）」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業基準」という。）」、その他の関係法令を遵守して運営する。

（提供する特定教育・保育の内容）

第3条 当園は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）」を踏まえ、「幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）」及び「保育所・保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）」に基づき、保護者の就労状況等により入園時期や在園時間の異なる子どもを受け入れる施設として、園児に健やかな成長が図られるような適当な環境を整えることを意識しながら、以下に掲げる特定教育・保育を提供する。

（1）特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）
教育・保育給付認定を受けた保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）に係る利用子どもに対し、当該教育・保育給付認定における保育必要量（法第30条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

（2）預かり保育

教育標準時間の利用子どもについて、保護者の希望により預かり保育が必要な場合は、教育時間の前後、長期休園期間中に預かり保育を行う。

（3）延長保育

やむを得ない理由により、教育・保育給付認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該教育・保育給付認定に係る利用子どもに対し、本園則第12条に規定する時間の範囲内において、延長保育を提供する。

（4）食事の提供

（5）子育て支援事業

（6）その他保育に係る行事等

（子育て支援事業の内容）

第4条 当園は、子育て支援事業として、相互交流の場の開設等による情報提供に関する事業を実施する。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、子どもの受け入れ状況により、員数が変動する場合がある。

（1）園長 1名

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

（2）副園長 1名

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

（3）主幹保育教諭 1名以上

主幹教諭は、園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、幼児の教育及び保育をつかさどる。

（4）保育教諭 8名以上

保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。

（5）教諭 1名以上

教諭は、園児の教育をつかさどる。

（6）保育士 1名以上

保育士は、園児の保育をつかさどる。

（7）栄養士 1名

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

（8）調理員 3名

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

（9）園医 1名

園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（10）園歯科医 1名

園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（11）園薬剤師 1名

園薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導・助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（12）事務職員 1名

事務職員は、園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

（修業・保育年限）

第6条 当園に入園することができる者は満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

（利用定員及び学級編成）

第7条 当園の利用定員は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（保育を必要としない満3歳以上の子ども。以下「1号認定子ども」という。） 135名
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下「2号認定子ども」という。） 15名
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。） 5名

2 当園の学級編成は、次のとおりとする。

- (1) 2歳児：わかば組
- (2) 満3歳児：つばみ組
- (3) 3歳児：さくら組・つばき組
- (4) 4歳児：ゆり組・ひまわり組
- (5) 5歳児：ふじ組・すみれ組

（教育課程）

第8条 当園の教育課程は、健康・人間関係・環境・言語・表現等を内容とする。

（教育週数）

第9条 当園の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週以上とする。

（学年及び学期）

第10条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から 8月31日 まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日 まで
- (3) 第3学期 1月1日から 3月31日 まで

（特定教育・保育の提供を行う日及び提供を行わない日）

第11条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子ども（1号認定子ども）に係る休業日

- ア 土曜日
- イ 「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する休日
- ウ 学年始休業（4月1日から4月7日まで）
- エ 夏季休業（7月21日から8月31日まで）
- オ 冬季休業（12月21日から1月7日まで）
- カ 学年末休業（3月21日から3月31日まで）
- キ 創立記念日（6月27日）
- ク 行事の代休等、園長が定める振替休日

(2) 保育認定子ども（2号認定子ども、3号認定子ども）に係る休業日

- ア 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- イ 年末年始（12月29日から1月3日）

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ保護者に情報提供を行い、休業日に特定教育・保育を提供することがある。

- 4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

（特定教育・保育の提供を行う時間）

第12条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- （1）教育標準時間は、午前9時00分から午後2時00分とする。
 - （2）保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前8時30分から午後4時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
 - （3）保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時30分から午後6時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
- 2 当園の開所時間は、午前7時30分から午後6時30分とする。
 - 3 当園は、1号認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。
 - 4 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

（利用者負担その他の費用等）

第13条 当園においては、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業基準第13条第1項の規定により、教育・保育給付認定保護者から利用子どもの居住する市町村が定める利用者負担額（保育料）の支払を受けるものとする。

- 2 当園は、教育・保育給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。
- 3 当園は、前2項の支払を受けるほか、特定教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる費用の支払を受けるものとする。
- 4 当園は、特定教育・保育を提供する上で必要となる費用について、別表2に掲げる費用の支払を受けるものとする。
- 5 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、別表3に掲げる費用の支払を受けるものとする。
- 6 当園は、預かり保育（幼稚園型Ⅰ）の実施に必要な経費の一部について、別表4に掲げる費用の支払を受けるものとする。
- 7 当園は、預かり保育（幼稚園型Ⅰ〔非在園児〕）の実施に必要な経費の一部について、別表5に掲げる費用の支払を受けるものとする。

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第14条 当園は、1号認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

- 2 利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び現に利用している1号認定子どもの数の総数が、本園則第7条に定める利用定員の総数を超える場合は、次の方法により選考する。
 - （1）申込みを受けた順序により決定する方法
 - （2）当園の教育理念に基づき決定する方法
- 3 前2項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- 4 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたときは、特別な事情がない限りこれに応じる。

（利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）

第15条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- （1）法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- （2）利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- （3）市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- （4）その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時等における対応方法）

第16条 当園の職員においては、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」第27条に規定する学校安全計画を策定するとともに、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第17条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施し、記録する。

（虐待の防止のための措置）

第18条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（秘密保持）

第19条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

（苦情解決）

第20条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

（記録の整備）

第 21 条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- （１）特定教育・保育の提供に当たっての計画。
- （２）特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録。
- （３）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業基準第 19 条の規定する市への通知に係る記録。
- （４）苦情の内容等の記録。
- （５）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

第 13 条第 3 項に定める保育の質の向上を図るために要する費用（上乗せ徴収）

項目	内容及び徴収目的	金額	支払時期
入園受入金 (1号認定子ども)	入園時の事務手続き等に 係る費用	50,000 円	入園時
入園審査料 (1号認定子ども)	入園時の審査に係る費用	3,000 円	入園時
入園受入金 (2号認定子ども) (3号認定子ども)	保育活動・施設設備の 充実等に係る費用	50,000 円	入園時
教育充実費	年間を通しての教育活動 の充実に係る費用	1,000 円 (月額)	毎月初
設備充実費	年間を通しての施設設備 の充実に係る費用	1,000 円 (月額)	毎月初

別表 2

第 13 条第 4 項に定める保育の提供に要する実費に係る費用（実費徴収）

項目	内容及び徴収目的	金額	支払時期
給食費 (1号認定子ども)	主食の提供に係る費用	2,500 円 (月額)	毎月初 (8月除く)
	副食の提供に係る費用	4,500 円 (月額)	
給食費 (2号認定子ども)	主食の提供に係る費用	2,500 円 (月額)	毎月初
	副食の提供に係る費用	5,500 円 (月額)	
行事参加費	行事(遠足等)の参加に係る費用	実費	随時
創業積立金 (5歳児)	卒業アルバム作成等に係る費用	実費	毎月初
共済掛金	独立行政法人日本スポーツ振興セン ター「災害共済給付制度」の加入に係 る費用	実費	毎月初
制服・用品代	制服・体操服・帽子、自由画帳・はさ み・のり等	実費	入園時 (随時)

別表 3

第 13 条第 5 項に定める延長保育に係る費用

利用方法	延長保育時間	保育料
一時利用	16:30～17:30（1 時間）	200 円
	16:30～18:30（2 時間）	400 円
月極利用	7:30～ 8:30（1 時間）	3,000 円

別表 4

第 13 条第 6 項に定める預かり保育（幼稚園型Ⅰ）に係る費用

利用方法	預かり保育時間	保育料	おやつ代	合計
一時利用 （降園後）	14:00～15:00（1 時間）	200 円	—	200 円
	14:00～16:00（2 時間）	400 円	100 円	500 円
	14:00～17:00（3 時間）	600 円	100 円	700 円
	14:00～18:00（4 時間）	800 円	100 円	900 円
	14:00～18:30（4 時間 30 分）	900 円	100 円	1,000 円
利用方法	預かり保育時間	保育料	おやつ代	合計
一時利用 （長期休業中）	9:00～14:00（5 時間）	1,000 円	—	1,000 円
	9:00～15:00（6 時間）	1,200 円	—	1,200 円
	9:00～16:00（7 時間）	1,400 円	100 円	1,500 円
	9:00～17:00（8 時間）	1,600 円	100 円	1,700 円
	9:00～18:00（9 時間）	1,800 円	100 円	1,900 円
	9:00～18:30（10 時間 30 分）	1,900 円	100 円	2,000 円
	※ 給食提供を希望した場合は 1 食 400 円を別途実費徴収する。			
利用方法	預かり保育時間	保育料	おやつ代	合計
月極利用	7:30～ 8:30（1 時間）	3,000 円	—	3,000 円
	14:00～16:00（2 時間）	6,000 円	※	6,000 円
	14:00～17:00（3 時間）	9,000 円	※	9,000 円
	14:00～18:00（4 時間）	12,000 円	※	12,000 円
	※ おやつ代は預かり保育の利用日数×100 円を別途実費徴収する。			

別表 5

第 13 条第 7 項に定める預かり保育（幼稚園型 I〔非在園児〕）に係る費用

利用方法	預かり保育時間	保育料	おやつ代	合計
1 日利用	9:00～14:00（5 時間）	1,100 円	—	1,100 円
	※ 給食提供を希望した場合は 1 食 400 円を別途実費徴収する。			